

SDIサービス利用約款

株式会社ジー・サーチ（以下「ジー・サーチ」という）の提供するスタンダードSDIおよびリクエストSDI（以下「SDI」という）の利用は、下記の条項によるものとする。

- 記 -

（定義）

第1条 以下の条文における「申込者」および「利用者」について定義する。2. 申込者とはSDIサービス利用申込書（以下「利用申込書」という）に記載の申込機関とする。3. 利用者とは、申込者が企業である場合にはその被雇用者またはこれに準ずる者ならびに申込者が大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関である場合にはその被雇用者またはこれに準じる者および学生とする。4. 前項の規定にかかわらず申込者が個人の場合の利用者は申込者本人とする。

（契約の成立）

第2条 申込者がSDIサービス利用約款（以下「本約款」という）の内容を承諾のうえ提出したSDIの利用申込をジー・サーチが受理することにより、契約（以下「本契約」という）が成立するものとする。

（申込者および利用者情報等の帰属）

第3条 ジー・サーチが本サービスを通じて取得する、申込者情報、利用者情報およびデータログ情報は、国立研究開発法人科学技術振興機構に帰属し、ジー・サーチは、ジー・サーチのサービス運営のために当該情報を利用するものとする。

（提供データベース）

第4条 SDI提供データベースは、ジー・サーチが定め別途利用者に提供する「サービス料金表」に指定するファイルとし、指定ファイルの追加、削除または修正については、利用者への事前通知により行うことができる。

（提供媒体および参照期間）

第5条 SDIの提供は電子媒体（以下「電子SDI」という）とする。電子SDIの遡り参照期間は、当月を含み3か月とする。

（利用料金）

第6条 SDI利用料は、ジー・サーチが定め別途利用者に提供する「サービス料金表」に定める料金とし、その変更は、利用者への事前通知により行うことができる。なお、契約は年度契約を原則とし、年度途中からの契約、あるいは年度途中における解約を行った場合でもその理由の如何を問わず納められた料金の返金は行わない。

（利用者への事前通知）

第7条 第4条および第6条に定める利用者への事前通知は、遅くとも20日前までに通知すべく、ジー・サーチは最大限の努力をする。2. 変更後に利用者がSDIサービスを受けた場合は、当該変更を承認したものとみなす。

（利用料金の請求および支払）

第8条 ジー・サーチは、第6条に基づき、利用料金を契約時に、利用者に請求する。2. ジー・サーチは、前項に定める料金に法令所定の消費税率を乗じ、円位未満を切り捨てて得た金額をあわせて利用者に請求する。3. 利用者は、当該料金および第2項に定める金額を、その請求書受領月の末日までにジー・サーチに支払わなければならない。

（障害に対する措置）

第9条 SDIが通信回線の障害その他ジー・サーチの責に帰することのできない事由による場合を除くシステム障害によって提供できない場合、ジー・サーチは、その回復に最善の措置を講ずる。ただし、上記障害に起因する利用者の損害については、ジー・サーチは一切の責を負わない。

（免責）

第10条 ジー・サーチは、本約款の履行に伴い発生した、利用者の次の各号に定める損害に対し、一切の責を負わないものとする。

- (1) 利用者の得べかりし利益の損失またはその他の間接的ないし結果的損害
 - (2) 利用者の故意または過失、あるいは不可抗力による損害
 - (3) ジー・サーチの故意または重大な過失に起因する場合を除き、提供データベースの内容の瑕疵、その他SDI利用から生じた一切の損害
2. ジー・サーチが利用者に対し、損害賠償の責任を負う場合には、その理由の如何にかかわらず賠償限度額は、第6条規定の利用料金を超えないものとする。3. 利用者は、ジー・サーチが提供データベースの商品としての適合性または特定の使用目的への適合性について明示的にも黙示的にも何らの保証もしていないことを了解する。

（利用の制限）

第11条 SDIは、利用者自身あるいは利用者自身の雇用関係にある者の調査研究の目的にのみ利用できるものとし、営利およびその他の目的に利用し、または第三者に利用させてはならない。2. 利用者は、SDI利用において、本約款に定める事項並びにジー・サーチが利用者にディスプレイ上への表示その他の方法にて示す著作権者の指定する利用方法および利用上の制限を遵守しなければならない。

（利用の制限2）

第12条 電子SDIの利用は、端末機のディスプレイ上への表示またはプリンターによる印字に限るものとし、機械可読記録、その他方法による利用を行ってはならない。2. 出力物を印刷または機械可読記録の方法によって複製・編集を行ってはならない。

（機械可読データの利用）

第13条 第12条の定めにかかわらず、以下のデータベースの電子SDIについては、機械可読の形態により保存することができる。
＊JSTPlusファイル＊JMEDPlusファイル
2. 機械可読の形態で保存したデータは、保存場所（利用者が当該データを機械可読の形態で保存した建物内かつ、利用者の占有領域内とする）において利用するものとし、保存場所の外部に持ち出し、または保存場所の外部の端末機からアクセスしてはならない。当該保存データのプリント回数は1回限りとし、当該保存データまたは出力物を複製してはならない。3. 機械可読の形態で同時に保存できる文献数は、各データベース毎に300,000件を超えてはならない。4. 機械可読の形態で保存したデータは、不要な回答を削除するなど、検索結果の本質を変更しないかぎりにおいて、編集する目的のために利用することができる。5. 前各項によって保存したデータを、さらに加工または改変し、再利

用してはならない。また、電子計算機による情報解析用データ、検索プログラム等によって必要なレコードのみを選択的に検索できるようなデータベースまたはデータベースの一部として利用してはならない。

（情報仲介者による利用）

第14条 情報仲介者とは、他の組織・団体等あるいは自らの雇用する者以外の個人（以下、まとめて「顧客」という）から依頼を受けた調査テーマに基づいて調査を代行し、顧客にSDIの結果を提供する業務を行う個人または組織・団体等をいう。2. 情報仲介者は、SDIの検索結果（機械可読の形態で提供された回答書を含む。SDIの基となる原文献は含まれない）を、当該顧客にのみ1部に限り、印刷媒体または機械可読形態のデータで提供することができる。この際、情報仲介者は顧客に情報を提供した日から4週間以内に、機械可読形態のデータを削除しなければならない。また、顧客に提供する印刷媒体にはジー・サーチの著作権表示を記載しなければならない。（情報仲介者はバックアップ用の複製物を1部保存することができる）3. 情報仲介者がその顧客に前項のデータを提供した場合、情報仲介者はその顧客に下記の事項を遵守させなければならない。

- (1) 印刷媒体のデータは、そのデータを再度印刷または機械可読記録の方法によって複製編集してはならないこと。
 - (2) 機械可読形態のデータは、当該データの印刷は1回限りとする。
 - (3) 機械可読形態のデータは、不要な回答を削除するなど、検索結果の本質を変更しない編集を行う以外は、さらに加工または改変し、再利用してはならないこと。
 - (4) 機械可読形態のデータは、電子計算機による情報解析用データ、検索プログラム等によって必要なレコードのみを選択的に検索できるようなデータベースまたはデータベースの一部として利用してはならないこと。
4. 前各号に定める以外の利用については、別途契約により定めるものとする。5. 情報仲介者と顧客との間に発生した問題については、すべて情報仲介者の責任で解決することとし、ジー・サーチに一切の負担をかけること。6. ジー・サーチあるいはSDIの信用を傷つけ、または利益を害する行為を行わないこと。

（変更の届出）

第15条 利用申込書に記載された内容について変更が生じたときは、申込者は、ジー・サーチに対し、すみやかに書面で当該変更を届け出なければならない。

（禁止事項）

第16条 申込者または利用者は本サービスの利用にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならないものとする。

- (1) 本サービスに権限なくアクセスする等、不正なアクセスを試みる行為
- (2) 本サービス上の情報を改ざん、消去する行為
- (3) 本サービスの運営に支障をきたすおそれのある行為
- (4) ジー・サーチに不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
- (5) ジー・サーチまたは第三者の著作権その他知的財産権、財産、プライバシー、その他の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (6) ジー・サーチまたはジー・サーチの指定する者が表示した著作権表示・商標表示を削除又は変更する行為
- (7) その他、関係法令の定め違反する行為、ジー・サーチとの信頼関係を著しく損なう行為

（契約解除）

第17条 利用申込書に記載された内容に虚偽の申請が判明し、若しくは記載された事項に変更があったにも拘わらず、これを遅滞なくジー・サーチに通知しなかった場合、および（申込者または）利用者が本約款に定める事項に違反した場合は、ジー・サーチは、何等の通知、催告なくして、本契約を解除することができる。2. 利用者は、前項の契約違反により、本契約を解除された場合、ジー・サーチが被った損害について賠償の責を負うものとする。

第18条 本契約は、契約が成立してから翌年3月までの契約とし年度途中における解約は原則として認めない。電子SDIの契約を年度途中で解除した場合、既に配信済みのものを含めジー・サーチが提供するWeb画面上からの確認は不可とする。

第19条 利用者は、第17条または第18条の定めにより、本契約が解除となりSDI利用料金に未払いがある場合は、即時その全額をジー・サーチに支払わなければならない。

（損害賠償請求）

第20条 利用者が本約款に違反してSDIサービスまたは提供データを利用した場合には、その理由の如何に関わらずジー・サーチは当該サービス料金の20倍を請求するものとする。

（利用約款の変更・改定）

第21条 ジー・サーチは、必要があると判断した場合には、本約款を変更し、または新たな条項を追加改定することができる。2. 前号による変更・改定は、一定の予告期間において、JDreamサービスページ内またはジー・サーチホームページ内への掲示、その他ジー・サーチの定める方法によって周知する。3. ジー・サーチが一定の予告期間において周知の方法を取った上で本約款を変更・改定した後に、利用者がSDIサービスを受けた場合は、当該変更・改定を承認したものとみなす。

第22条 本約款により許諾される範囲を超えて情報の保存、複製・再配布等を行う場合には別途定める「提供データの保存、複製・再配布に関する規程」に従うものとする。

（反社勢力の排除）

第23条 反社会的勢力の排除にあたり、別途定める「反社会的勢力の排除に関する規程」に従うものとする。

（管轄裁判所）

第24条 本契約に関して争いが生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

附則

1. この利用約款は2018年7月1日から実施します。